

○豊後高田市空き家バンク事業実施要綱

平成18年8月11日

告示第76号

改正 平成25年7月1日告示第69号

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊後高田市における空き家及び宅地の有効活用を通して、市民と都市等住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、豊後高田市空き家バンク事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住を目的に市内に建築された1戸建ての住宅のうち、現に居住していないもの(空き家となる予定のものを含む。)であって、良好な管理状態にあるもの及びその敷地等をいう。
- (2) 宅地 現に居住の用に供する建物がない更地の宅地であって、売買可能な物件をいう。ただし、建築条件付き宅地を除く。
- (3) 豊後高田市空き家バンク 市内に存する空き家、宅地及び利用希望者に関する登録を通して、空き家等登録者及び利用登録者に対して情報提供を行うシステムをいう。
- (4) 所有者等 空き家及び宅地に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (5) 空き家等登録者 第4条第2項の規定により登録された者をいう。
- (6) 利用希望者 本市への定住等を目的として空き家及び宅地の利用を希望する者をいう。

(7) 利用登録者 第7条第23項の規定により登録された利用希望者をいう。

(8) 情報提供 豊後高田市空き家バンク(空き家)登録台帳(様式第1号)、豊後高田市空き家バンク(宅地)登録台帳(様式第2号。以下これらを「空き家台帳」という。)及び豊後高田市空き家利用希望者登録台帳(様式第3号。以下「利用希望者台帳」という。)に登録された情報で、空き家等登録者又は利用登録者に対して有用なものを供することをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、豊後高田市空き家バンク以外による空き家及び宅地の取引を規制するものではない。

(空き家及び宅地の登録の申込み等)

第4条 豊後高田市空き家バンクによる空き家及び宅地に関する登録を受けようとする所有者等(以下「申込者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を市長に提出しなければならない。

(1) 空き家登録申込者 豊後高田市空き家バンク(空き家)登録申込書(様式第4号)及び誓約書(空き家・宅地登録者用)(様式第5号)

(2) 宅地登録申込者 豊後高田市空き家バンク(宅地)登録申込書(様式第6号)及び誓約書(空き家・宅地登録者用)

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当と認めるときは、空き家台帳に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申込者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定により登録されていない空き家で、豊後

高田市空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して豊後高田市空き家バンクへの登録を勧めることができる。

5 市長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第2項の規定による登録を行わないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき。

(2) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者であるとき。

(3) その他登録に適さないと市長が判断したとき。

(空き家及び宅地に係る登録事項の変更の届出)

第5条 空き家等登録者は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(空き家台帳の登録の抹消)

第6条 市長は、次の各号に掲げる場合において、空き家台帳の登録を抹消するものとする。

(1) 空き家台帳の登録抹消の申し出があったとき。

(2) 第4条第5項第1号又は第2号に該当すると判明したとき。

(3) 市長が必要と認めるとき。

(利用希望者の登録の申込み等)

第7条 利用希望者は、豊後高田市空き家バンク利用希望者登録申込書(様式第7号)及び誓約書(利用希望者用)(様式第8号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当している者を利用希望者台帳に登録するものとする。

- (1) 空き家及び宅地に定住し、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与しようとする者
- (2) 空き家及び宅地に定住し、豊後高田市の自然環境、生活文化に対する理解を深め、よき地域住民として生活しようとする者
- (3) その他市長が適当と認めた者

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該利用希望者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したときは、同項の規定による登録を行わないものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団等反社会的勢力に寄与するための利用であると認められる者
- (2) 宗教活動、政治活動その他の本要綱の趣旨に照らして不適当と認められる活動のための利用であると認められる者
- (3) 宅地建物取引業としての利用であると認められる者
- (4) その他公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者

(利用登録者に係る登録事項の変更の届出)

第8条 利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(利用希望者台帳の登録の抹消)

第9条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者台帳の登録を抹消するとともに、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家及び宅地の利用の目的等が第7条第2項各号の規定に該当しないこととなったとき。

- (2) 空き家及び宅地を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用希望者が第7条第4項第1号から第3号までに該当することが判明したとき。
- (5) 利用希望者台帳の登録抹消の届出があったとき。
- (6) その他市長が適当でないと認めたとき。

(情報提供等)

第10条 市長は、必要に応じて、空き家等登録者及び利用登録者に対して、情報提供を行うものとする。

2 市長は、空き家等登録者及び利用登録者が行う空き家に関する交渉及び契約については、直接これに関与しない。

3 市長は、利用登録者より情報提供等の希望があった空き家及び宅地の空き家等登録者へ当該利用登録者が第7条の規定により提出した豊後高田市空き家バンク利用希望者登録申込書を開示することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成25年7月1日告示第69号)

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

豊後高田市空き家バンク(空き家)登録台帳

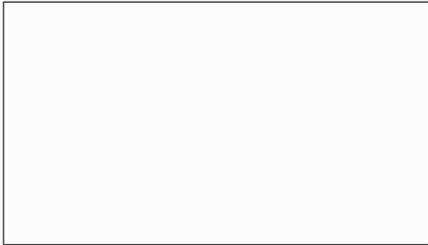
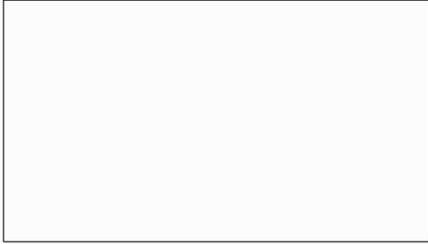
受付年月日【 年 月 日】登録番号【 】

写真		位置図(簡略化したもの)	
 物件の近景( 年 月撮影)			
写真		平面図(簡略化したもの)	
 物件の遠景( 年 月撮影)			
物件の所在地		豊後高田市	
物件の概要	面積		構造
	土地	m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋鉄骨 (平屋 ・ 階建て) <input type="checkbox"/> その他( )
	農地	m <sup>2</sup>	
建物	建築面積 m <sup>2</sup> 延床面積 m <sup>2</sup>	建築年 年頃 程度 <input type="checkbox"/> 即入居可 <input type="checkbox"/> 小規模改修 <input type="checkbox"/> 中規模改修 <input type="checkbox"/> 大規模改修 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
利用状況	<input type="checkbox"/> 放置( 箇月) <input type="checkbox"/> 別荘・物置的使用 <input type="checkbox"/> その他( )	設備状況	<input type="checkbox"/> 上水道( <input type="checkbox"/> 市営 <input type="checkbox"/> 井戸 <input type="checkbox"/> 簡易水道) <input type="checkbox"/> 電気 ( <input type="checkbox"/> 休止中 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( ) ) <input type="checkbox"/> ガス配管 ( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ) ガス台 ( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ) <input type="checkbox"/> 空調 (エアコン ( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ) ) <input type="checkbox"/> 風呂 ( <input type="checkbox"/> ボイラー <input type="checkbox"/> 釜 <input type="checkbox"/> シャワー( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ) ) <input type="checkbox"/> トイレ( <input type="checkbox"/> 水洗( <input type="checkbox"/> 下水道・ <input type="checkbox"/> 浄化槽) <input type="checkbox"/> 簡易水洗 <input type="checkbox"/> 汲み取り)
主要施設の距離		所有者の希望条件	
<input type="checkbox"/> 保育園( .0km) <input type="checkbox"/> 役場( .0km) <input type="checkbox"/> 小学校( .0km) <input type="checkbox"/> 病院( .0km) <input type="checkbox"/> 中学校( .0km) <input type="checkbox"/> 商店( .0km) <input type="checkbox"/> 高校( .0km)		<input type="checkbox"/> 賃貸 ( 円/月) <input type="checkbox"/> 売買 ( 円) <input type="checkbox"/> 話し合いによることも可 <input type="checkbox"/> その他条件( )	
特記事項			
問い合わせ先	住所 氏名	TEL FAX E-mail	

様式第2号（第2条関係）

豊後高田市空き家バンク（宅地）登録台帳

受付年月日【      年      月      日】登録番号【      】

写真  物件の近景（      年      月撮影）		位置図（簡略化したもの）
写真  物件の遠景（      年      月撮影）		
宅地の所在地		豊後高田市
宅地の状況	所有者（名義人）	
	面積	
	隣接道路等	
	その他	
上下水道等	水道	上水道（      ）・簡易水道      ・井戸（浅井戸・ボーリング）
	下水道	下水道（      ）・合併浄化槽      ・その他
	その他	
主要施設の距離		所有者の希望条件
<input type="checkbox"/> 保育園（      .0km） <input type="checkbox"/> 役場（      .0km） <input type="checkbox"/> 小学校（      .0km） <input type="checkbox"/> 病院（      .0km） <input type="checkbox"/> 中学校（      .0km） <input type="checkbox"/> 商店（      .0km） <input type="checkbox"/> 高校（      .0km） <input type="checkbox"/> 温泉（      .0km）		<input type="checkbox"/> 売買（      円） <input type="checkbox"/> 話し合いによることも可 <input type="checkbox"/> その他条件（      ）
特記事項		
問合せ先	住所 氏名	TEL FAX E-mail

様式第3号（第2条関係）

登録日【 年 月 日】登録番号【 】

豊後高田市空き家利用希望者登録台帳

登録物件の種類	<input type="checkbox"/> 空き家 <input type="checkbox"/> 宅地					
氏名	Ⓜ	年齢		備考		
住所						
電話/FAX						
E-mail				年収		
職歴			同居する方の構成			
年月			続柄		続柄	
年月			続柄		続柄	
年月			続柄		続柄	
年月			続柄		続柄	
1 希望物件 [空き家、宅地の希望を記入してください]						
(1) 空き家：建物の広さ(間取り、面積)、築年数、敷地面積、家庭菜園の希望等詳しくご記入ください。						
(2) 宅地：敷地面積等						
2 立地、環境条件						
[山沿い、川沿い、集落中心部、小中学校や公共機関までの距離などできるだけ詳しくご記入ください。]						
3 賃貸、売買等条件 [賃貸、売買の希望を記入してください。]						
(1) 賃貸希望：家賃1月当たり 円 ～ 円・賃貸期間 約 年						
家賃以外の条件						
(2) 売買希望：売買希望代金 空き家 円 ～ 円						
宅地 円 ～ 円						
代金以外の条件						
4 豊後高田市の空き家・宅地を利用したい理由						
[豊後高田市を選んだ理由、空き家・空き地を利用してやりたいこと、豊後高田市でやりたいこと等をご記入ください。]						
5 希望する連絡方法( 電話 ・ E-mail ・ 郵送 ・ FAX )						
6 連絡希望時間帯 [ : ~ : ]						

様式第4号（第4条関係）

豊後高田市空き家バンク（空き家）登録申込書

年 月 日

豊後高田市長 様

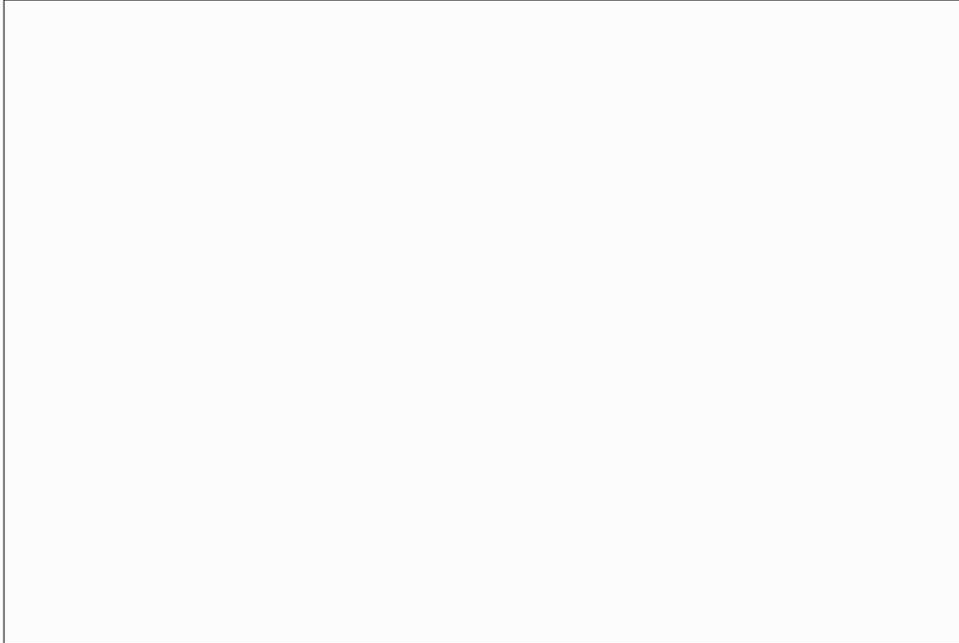
受付番号【 】

申込者	住所	
	氏名	印
	連絡先	TEL ( ) FAX ( ) E-mail
空き家の所在		豊後高田市 (行政区)
空き家の状況	権利関係	1 所有者本人 2 その他( )
	用途	1 住宅 2 倉庫 3 その他( )
	構造	1 木造(平屋建て・階建て) 2 鉄筋鉄骨(平屋建て・階建て)
	建築面積	m <sup>2</sup> ( 坪)
	延床面積	m <sup>2</sup> ( 坪)
	建築時期	明治 ・ 大正 ・ 昭和 ・ 平成 年頃 [築 年経過]
	程度	1 即入居可 2 小規模改修必要(畳替え、内装程度) 3 中規模改修必要(外装、窓、畳替え、内装程度) 4 大規模改修必要(屋根替え、トイレ、風呂、内外装、窓、畳替え等) 5 その他( )
	空き家になった時期	昭和 ・ 平成 年頃(約 年経過)
敷地	権利関係	1 所有者本人 2 その他( )
	面積	m <sup>2</sup> ( 坪) 地目 ( )
	駐車場	1 可能( 台) 2 不可能
	家庭菜園	1 可能( m <sup>2</sup> ( 坪)) 2 不可能
設備関係	水道	上水道 ・ 簡易水道 ・ 井戸
	電気	休止中 ・ 廃止 ・ その他( )
	ガス	ガス配管( 有 ・ 無 ) ガス台( 有 ・ 無 )
	空調	エアコン( 有 ( 室) ・ 無 )
	風呂	ポイラー ・ 釜 ・ シャワー( 有 ・ 無 )
	トイレ	1 水洗(下水道 ・ 浄化槽) 2 簡易水洗 3 汲み取り
附帯物件 (敷地外含)	畑	1 利用可能(約 m <sup>2</sup> ) 2 無
	田	1 利用可能(約 m <sup>2</sup> ) 2 無
	その他	
賃貸、売買の意向及び 賃貸、売買の条件		1 賃貸可能(賃貸希望金額 円/月) その他賃貸条件( ) 2 売却可能(売却希望金額 円) その他売却条件( ) 3 賃貸、売却両方可能 4 話し合いによることも可能
物件問合せ先 (申込者の場合は不要)		氏名 所有者との関係( ) TEL
特記事項		

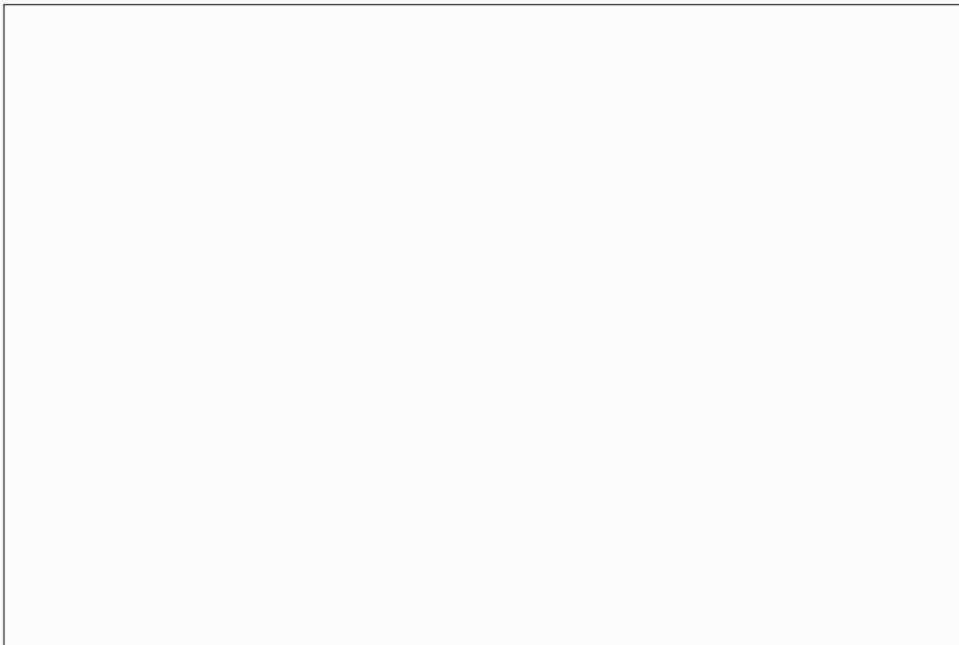
※登録した空き家の公開について同意します。

(裏面)

位置図



間取り図



様式第5号（第4条関係）

誓 約 書 （空き家・宅地登録者用）

豊後高田市長 様

私は、「豊後高田市空き家バンク」の空き家及び宅地の登録に当たり、「豊後高田市空き家バンク事業実施要綱」（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨等を理解したうえで、申し込みを行います。

また、申込書記載事項に偽りはなく、要綱を遵守するとともに、空き家利用希望者との誠意ある交渉・契約に臨み、交渉・契約に関する問題が発生した場合は、私と空き家利用希望者との間で解決することを誓約いたします。

なお、「豊後高田市空き家バンク」への登録を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

年 月 日

住 所

氏 名



様式第6号（第4条関係）

豊後高田市空き家バンク（宅地）登録申込書

年 月 日

豊後高田市長 様

受付番号【           】

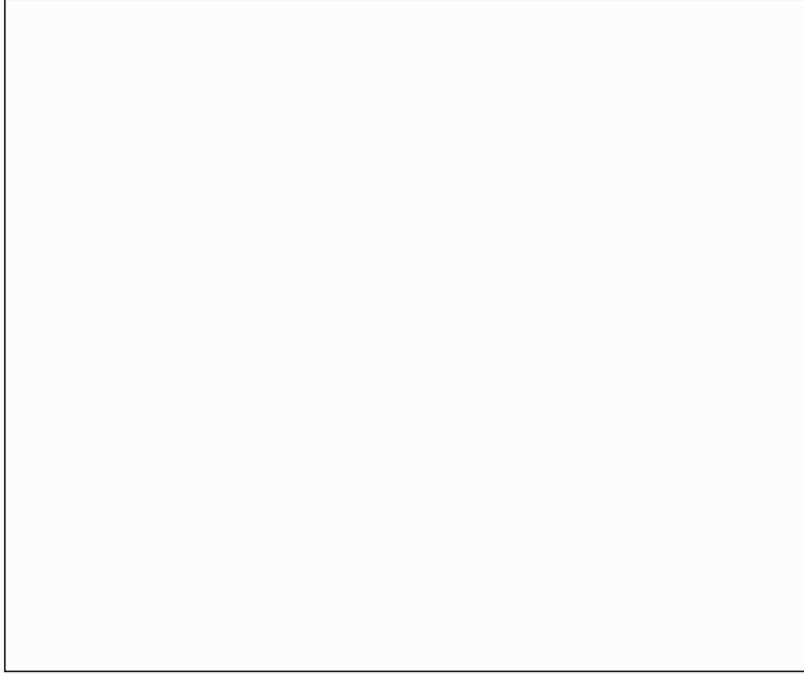
申込者	住所	
	氏名	印
	連絡先	TEL (        )        FAX (        ) E-mail
宅地の所在		豊後高田市 (行政区)
宅地の状況	所有者（名義人）※	
	面積	m <sup>2</sup> (        坪)        地目（宅地）
	隣接道路等	
	その他	
上下水道等	水道	上水道（        ）・簡易水道        ・井戸（浅井戸・ボーリング）
	下水道	下水道（        ）・合併浄化槽        ・その他
	その他	
売買の条件		売却希望金額        円 その他売却条件(        )
物件問合せ先 (申込者の場合は不要)	氏名        所有者との関係(        ) TEL	
特記事項		

登録した宅地の公開について同意します。

※本人名義の物件に限ります。

(裏面)

位置図





様式第8号（第7条関係）

誓 約 書 （利用希望者用）

豊後高田市長 様

私は、「豊後高田市空き家バンク」の利用希望者登録に当たり、「豊後高田市空き家バンク事業実施要綱」（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨等を理解し、次に掲げる項目に該当しないことを誓約したうえで、申し込みを行います。

- （１） 私は暴力団員ではなく、暴力団等反社会的勢力に寄与するための利用ではありません。
- （２） 宗教活動、政治活動その他の要綱の趣旨に照らして不相当と認められる活動のための利用ではありません。
- （３） 宅地建物取引業のための利用ではありません。

また、申込書記載事項に偽りはなく、「要綱」を遵守するとともに、空き家等登録者との誠意ある交渉・契約に臨み、交渉・契約に関する問題が発生した場合は、私と空き家等登録者との間で解決することを誓約いたします。

なお、私の希望する空き家及び宅地の情報提供等を依頼する時には、当該空き家及び宅地の空き家等登録者へ、要綱第7条の規定により提出した豊後高田市空き家バンク利用希望者登録申込書の写し等を開示することに同意します。

今後、空き家等を利用することとなった時は、豊後高田市の生活文化、自然環境への理解を深めるとともに、居住者としての自覚を持ち、自治会へ加入し地域との協調・連帯に努め、よりよき地域住民となることをここに誓約いたします。

年 月 日

住 所  
氏 名



様式第 1 号(第 2 条関係)

様式第 2 号(第 2 条関係)

様式第 3 号(第 2 条関係)

様式第 4 号(第 4 条関係)

様式第 5 号(第 4 条関係)

様式第 6 号(第 4 条関係)

様式第 7 号(第 7 条関係)

様式第 8 号(第 7 条関係)